

3月定例町議会

情報公開条例や

平成14年度予算など19議案を可決

3月6日から20日までの15日間を会期として、3月定例町議会が開催されました。

今議会では、横芝町情報公開条例や新年度予算など19議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

議案

▼横芝町情報公開条例の制定

国における情報公開制度がスタートしたことに伴い、本町においても情報公開に関する条例を制定し、制度を運用するもの。

▼横芝町法定外公共用財産管理条例の制定

国有財産特別措置法の改

正に伴い、現に公共の用に供している赤道・水路等の法定外公共用財産が、町に無償で譲与されることとなったので、これらの公共用財産の管理について、必要な事項を定めた。

▼横芝町税条例の一部を改正する条例の制定

3月1日から保健婦、助産婦及び看護婦の名称が、保健師、助産師及び看護師に改められたことに伴い、本条例の該当箇所を改正した。

▼横芝町国民年金印紙購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止

町で行っていた、国民年金保険料の印紙売りさばきによる収納業務が、本年4月30日をもって廃止されるため、印紙購入に係る本条例を廃止した。

▼職員の旅費に関する条例の制定

公務のために旅行する職員に対する旅費に関し、日当の支給範囲や額の見直しをはじめ、旅費の支給に関



21世紀のまちづくりに向けて。